

発議第1号

富士市議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について

富士市議会傍聴規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年1月29日提出

提出者（富士市議会議員）	高橋正典
賛成者（富士市議会議員）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	杉山諭
〃（〃）	太田康彦
〃（〃）	植松光徳
〃（〃）	鈴木幸司

富士市議会傍聴規則の一部を改正する規則

（令和 年 月 日）
議会規則第 号

富士市議会傍聴規則（昭和48年富士市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「危険のおそれのある」を「危険な」に改め、同項中第3号から第5号までを削り、同項第6号中「前各号に定める者のほか、会議を妨害する」を「その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第12条第2項を次のように改める。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

第12条に次の1項を加える。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第13条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して、示威的行為をしない」に改め、同条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「講じ、及び使用しない」を「講ずる」に改め、ただし書を削り、同号を同条第3号とし、同条第9号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第4号とする。

第14条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（傍聴人の退場）

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、直ちに退場しなければならない。

第1号様式（裏）中「傍聴に際しては」の次に「、静粛を旨とし」を加え、「私語を交わしたり」を「議場にいる者に対して示威的行為を」に、

「

- 3 酒気を帯びたり、故意に異様な服装をしたり、不体裁な行為などすることはできません。
- 4 はち巻、腕章など議員に対して示威的行為をすることはできません。
- 5 みだりに席を離れないで、静粛に願います。
- 6 傍聴席では携帯電話等の使用はできません。

を

」

「

- 3 示威的行為のために使用されるおそれのある物を携帯したり、着用することはできません。
- 4 傍聴席では携帯電話等の音が鳴らないようにしてください。
- 5 会議を妨害したり、他人の迷惑となるような行為はできません。

に改める。

」

第2号様式（裏）中「、映画等を撮影し、又は録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



令和8年1月29日提出

富士市議会

議長 笠井 浩 様

提出者（富士市議会議員）	高橋正典
賛成者（富士市議会議員）	下田良秀
”（ ” ）	望月昇
”（ ” ）	杉山諭
”（ ” ）	太田康彦
”（ ” ）	植松光徳
”（ ” ）	鈴木幸司

富士市議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

多様な人材の市議会への参画を促進するため、幅広い層に議会に関心を持ってもらえるよう傍聴環境を整備し、開かれた議会とすることを目的に、規則の一部を改正する。